

船舶事故等調査報告書

平成25年8月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第37号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成25年4月23日 15時30分ごろ
発生場所	長崎県新上五島町神ノ浦漁港 新上五島町所在の有川神之浦港防砂堤灯台から真方位084°320m付近 （概位 北緯32°55.5′ 東経129°05.4′）
事故等調査の経過	平成25年5月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 砂利採取運搬船 第二藤進、430トン 133530、株式会社藤進 B 交通船 第二ほうえい丸、5トン未満 290-43092長崎、富士海運有限公司
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海） B 船長B（A船一等航海士）、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 船首部を大破
事故等の経過	A船は、船長A及び一等航海士ほか2人が乗り組み、砕石を積み込むため、神ノ浦漁港の砕石場岸壁に着岸作業中、南東の風が強く、湾内に約1.5mの波がある状況であったが、A船に搭載されたB船でA船の綱取り作業を行うこととした。 B船は、A船の右舷船尾側から降ろされ、一等航海士が、船長Bとして1人で乗り組み、A船の船尾方から回り込んで左舷船首側スプリングラインを受け取った後、砕石場岸壁に向けて微速力、約305°の真針路で航行中、平成25年4月23日15時30分ごろ、高波にあおられ、機関を後進にかけようとしたが、同岸壁に衝突した。 B船は使用不能となり、直ちにA船に回収された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風速 約4m/s 海象：潮汐 上げ潮の初期、波高 約1.5m
その他の事項	本事故発生場所におけるA船の綱取り作業は、基本的に砕石場の職員が行うが、早朝、夕方及び同職員が忙しい時にはB船を降下して行うことがあった。 船長Bは、本事故当時、湾内の風が強く、波が若干高い気もした

	<p>が、過去に2～3回、同じくらいの波高の時にも綱取り作業を行った経験があったので、大丈夫と思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A あり、B あり</p> <p>B船は、神ノ浦漁港の砕石場岸壁において、A船の綱取り作業に従事することとなった際、湾内の波高が約1.5mの中で作業を行ったことから、波によって同岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、B船が、神ノ浦漁港の砕石場岸壁において、A船の綱取り作業に従事することとなった際、湾内の波高が約1.5mの中で作業を行ったため、波によって同岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風が強く、波が高いときには、綱取り作業を陸上の作業員に依頼すること。